

分譲宅地の購入要件等にかかる確認書
（第6期桜町団地）

以下に記載する宅地分譲の趣旨や資格等を理解のうえ、購入申込みをしてください。

1 趣旨

- ☐ 第6期桜町団地の宅地分譲は、定住を促進することを目的として町が造成した物件です。したがって、購入者は、第6期桜町団地宅地分譲要領を順守して頂くことになります。

2 譲受人の資格

- ☐ 譲受人は以下の全てに該当する必要があります。
- ・宅地の引渡し通知日より3年以内に居住のための住宅を建築すること。
 - ・暴力団員でないこと。
 - ・市区町村税の滞納がないこと。
 - ・関係する行政区の区民として地域の活動に参加する意志を有すること。

3 分譲

- ☐ 分譲は1世帯につき1区画とします。

4 譲受人の選定

- ☐ 公募期間中に分譲宅地購入申込をした者が同一区画に2人以上いる場合は、公開抽選により決定します。

5 公開抽選について

- ☐ 公開抽選となった場合は、開催日時や場所等が決定次第、開催案内を郵送します。
- ☐ 公開抽選後、購入決定者に売買や建築に関する説明会を行いますのでご参加ください。
- ☐ 申込者が抽選に参加できない場合は、委任状を提出して頂きます。
- ☐ 購入申込書を提出した後に、希望区画を変更することはできません。

6 土地売買契約締結および解除等について

- ☐ 分譲要領第8条の通知を受けた譲受人は、決定した日から7日以内に契約を締結して頂きます。
- ☐ 土地売買契約の締結後、45日以内に分譲代金を納入して頂きます。
- ☐ 土地売買契約を解除した場合は、支払われた分譲代金を譲受人に返還しますが、その返還金には利息はつけません。また、返還にかかる所有権移転登記、その他諸費用等は譲受人が負担することとなります。

裏面（次頁）に続く

- ☐ 土地売買契約の解除をしたときは、違約金として50万円を南越前町へ支払うものとします。また、その解除に要する費用は、譲受人の負担とします。
- ☐ 宅地分譲を受けた者は、土地の引渡し通知日から10年間は分譲地の所有権を他人に譲渡し、または第三者に貸し付けてはいけません。

7 分譲宅地購入申込書の提出について

- ☐ 第6期桜町団地宅地分譲要領を熟読し、記載内容に同意の上で分譲宅地購入申込書を提出してください。

8 浄化槽の設置について

- ☐ 第6期桜町団地については、浄化槽の設置が必要な区域となりますので、譲受人の負担により設置してください。

9 電柱等の占用について

- ☐ 分譲地販売時においては、全ての分譲区画に電柱（NTT 柱）や支線柱等を設置する予定はございませんが、今後、北陸電力様やNTT 様等の計画変更に伴い、設置される場合もございますので、予めご了承ください。

10 住宅の建設などに伴う事項

- ☐ 購入申込み後に開催する説明会で示される住宅の建設などに伴う事項に従い、住宅を建築してください。

11 今後の第6期桜町団地にかかる分譲価格について

- ☐ 売れ残った分譲区画について、当初の分譲価格を変更して分譲販売する場合があります。予めご了承ください。

上記事項について、内容を理解したうえで、購入申込みいたします。

令和 年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____

連絡先 _____